

## 物品売買（単価）契約書

- 1 物品の名称 A 重油
- 2 物品の規格 JIS 1種1号
- 3 契約単位数量 1リットル
- 4 契約金額 単価 ¥ (消費税含まず)
- 5 契約保証金
- 6 納入場所 新潟西港 漁業調査船「越路丸」
- 7 納入期限 契約締結の日から令和9年3月 31 日までの間で買主が発注の都度指定する日。
- 8 発注方法 買主は、この契約に定める物品を買い入れようとするときは、売主に対して数量、納入期限等を通知して発注するものとする。
- 9 単価の変更 市況の変動が著しい場合は、買主売主協議のうえ単価を変更することとし、別途変更契約書を締結する。

### 10 その他

上記物品の売買に関して、買主新潟県を甲とし、  
乙として、上記条件のほか別記契約条項によって契約を締結し、この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

買主(甲)

新潟市西区五十嵐3の町13098番地8  
新潟県  
水産海洋研究所長

印

売主(乙)

印

別記

## 契約条項

(納品、検査等)

- 第1条 乙は、この契約に定める物品(以下「目的物」という。)を納入しようとするときは、甲に通知して検査を受けなければならない。
- 2 検査のため納入された目的物を損耗したとき又は検査に当たり経費を要するときは、その費用は乙の負担とする。ただし、費用を要する原因が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲の負担とする。
- 3 検査の結果不合格となった場合は、乙は自己の負担でその目的物を引き取るとともに、甲から代品の納入を指示されたときは、速やかに代品を納入して前2項の定めに準じて甲の検査を受けなければならない。
- 4 甲は、検査に合格したと認めたときは、その旨を乙に通知し、乙は目的物を甲に引き渡すものとし、所有権は引き渡した時に乙から甲に移転するものとする。

(代金の支払い)

- 第2条 乙は、1ヶ月ごとにその月に甲に引き渡した目的物の数量を取りまとめ、その翌月以降において、甲に対し、甲の指示する書式の請求書によりその代金の支払いを請求するものとする。
- 2 甲は、乙から適正な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に甲の定める方法により代金を支払うものとする。

(債権の譲渡等の制限)

- 第3条 乙は、この契約によって生ずる債権債務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は債権の行使若しくは責務の履行を第三者に委任してはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(危険負担)

- 第4条 目的物の引き渡し前に生じた損害その他目的物の売買に関して生じた損害(第三者の及ぼした損害を含む。)は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲の負担とする。
- 第5条 甲は、目的物の引き渡しを受けた後1年以内に、その引渡し前における原因による目的物の損傷、品質不良、数量不足、変質その他のかきを発見したときは、乙に対し代品の納入、かしの補修または代金の減額を請求することができるものとし、乙は、これを拒むことは出来ない。
- 2 前項の規定による請求は、甲が損害賠償の請求をすることを妨げない。

(履行遅滞の責任)

- 第6条 乙は、納入期限までに目的物を納入することが出来ない場合で甲が納入期限経過後の納入を認めたときは、遅延日数1日に月遅滞数量に対する代金相当額の1,000分の1の割合で計算した金額を、違約金として甲に納付しなければならない。

(契約の解除)

- 第7条 甲は、乙(乙が協同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。)次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) その役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止

等に関する法律(平成年3法律第77号)第2条6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) その役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たりその相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (8) 乙がこの契約に違反したとき又は契約の履行が不完全だと甲が認めたとき。
- (9) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (10) 乙が正当な理由がないのに甲の指示に従わないとき。
- (11) 乙が納入期限までに目的物を納入することができない状態を繰り返したとき。
- (12) 乙が契約に違反し、その他不誠実な行為をしたとき。
- (13) 目的物のかしを2回以上発見したとき。
- (14) 乙が契約の履行能力を喪失したとき。
- (15) 乙が契約の解除を申し出たとき。

2 乙は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対しその補償を請求することができないものとする。

(契約外の事項等)

第8条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。この場合において、協議が整わないときは、甲の定めるところによる。